

ストップ！ 産地偽装

～正しい知識で、適正な食品表示に取り組みましょう～

食品表示が不適切な場合は、行政処分や罰則が科せられることがありますので十分注意が必要です。



原産地表示の方法について

水産物では、国産品の場合、生産した**水域名**又は**地域名**を表示し、輸入品の場合、**原産国名**を送り状等に表示する必要があります。

例外（通称：長いもののルール）

水産物を2か所以上で成育した場合、**最も成育（蓄養）期間の長い場所**を原産地として表示します。

留意事項

アサリの稚貝を輸入、又は国内から移殖し繁殖させ、成貝を漁獲する場合は、それぞれの成育（蓄養）期間を確認してください。

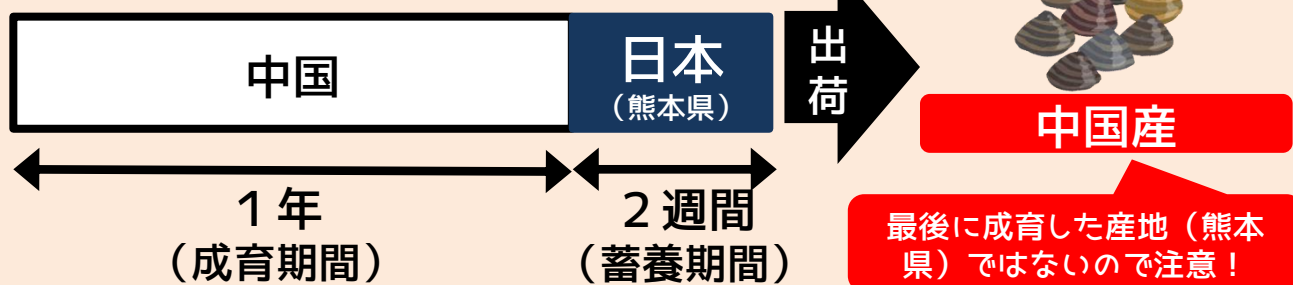
●成育期間の確認方法 **重要!**

- ・ 輸入又は移殖の場合：輸入業者や国内生産者に問い合わせる（成育期間を確認する）。
- ・ 天然の場合：稚貝から成貝になるまでのサイズ（殻幅）ごとの平均的な成育期間を参考とする。

いずれの場合も、その場所での蓄養期間が長いことを証明する必要があります。



たとえば、中国で1年間成育したあさりを輸入し、日本で2週間蓄養した場合は、原産地は「中国」になります。



注意 食品表示法に違反した場合は、次のような罰則が科せられる場合があります。

違反内容	罰 則	
	個 人	法 人
命令違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	1億円以下の罰金
産地表示違反	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金	
安全性表示違反	2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科	3億円以下の罰金
回収等命令違反	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科	

熊本県環境生活部 県民生活局 暮らしの安全推進課
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
TEL 096-333-2290 FAX 096-382-7403